一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県多治見市笠原町字梅平四一〇六の四
四、四一〇六の五二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年一月二十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県中津川市川上字丸野一〇八四の一、字山口四七一の七九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年一月二十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県中津川市川上字丸野一〇八四の一、字山口四七一の七九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年一月二十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
広島県山県郡安芸太田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年一月二十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
広島県庄原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三次市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安芸高田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、神石郡神石高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年一月二十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
広島県広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年一月二十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県多可郡多可町八千代区大屋字惣山九五八の一、九五八の三二、九五八の三五、九五八の四四から九五八の四六まで、九五八の四九から九五八の五二まで、九五八の五四、九五八の五六、九五八の五八、九五八の六〇から九五八の六二まで、九五八の六四、九五八の六五、九五八の六七から九五八の七〇まで、九五八の七二、九五八の七四、九五八の七五、九五八の七七、九五八の七八
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年一月二十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市野垣字深谷四一五、四一七、字須賀谷五〇三の一、辻字火焼八六〇、八六一、字名取九〇一、字百町九二四の二、九二五、九二五の一、字タキ谷九二六、九二六の一、九二六の二、九二七、九三〇、九三一、字乳母懐九五二、九五三、字称美谷九七六の二、九七六の三、九八三、字東名取九九五の一、九九六、字八代道一〇二五、一〇四三の一、一〇四七の一、一〇五二から一〇五五まで、日高町観音寺字櫛谷奥二一八の一、二一九から二四一まで、二四一の一、但東町正法寺字向般若四四の一（次の図に示す部分に限る。）、四四の一二、四四の一四、字般若四五の一（次の図に示す部分に限る。）、但東町久畑字登尾一〇八の一、一〇九の一から一〇九の三まで、字枕木一三〇の一
㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町奈佐路字知生一一七の一
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備